

議案第33号

秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）第6条の規定に基づき、秋田県立近代美術館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	役職名	任期
1	市川 克美	日本放送協会秋田放送局長	平成25年7月11日～平成26年6月9日

平成25年7月11日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県立近代美術館協議会の委員に異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。